

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○平成30年北海道胆振東部地震による被災納税者に対する道税の申告等の期限延長
..... (税務課) 1

告 示

北海道告示第692号

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第20条（北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）第16条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は北海道税に関する条例若しくは規則に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、居所、事務所又は事業所を有する者に係るもので、その期限が平成30年9月6日以降に到来するもの（個人の道民税、自動車取得税、自動車税（賦課期日後に納税義務が発生したものに限る。）及び狩猟税に係るものを除く。）については、その期限を別途北海道告示で定める期日まで延長する。

平成30年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

勇払郡厚真町

同 安平町

同 むかわ町